

## 排ガスの測定結果

項目\区分	測定結果		※ <sup>1</sup> 計画目標値	法規制値等	規制値等の根拠	備考	
	測定値	判定				測定箇所	測定年月日
窒素酸化物濃度	53 ppm	合格	100 ppm 以下	250 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	平成27年5月25日
	39 ppm	合格				2号煙突	平成27年8月4日
	32 ppm	合格				1号煙突	平成27年10月16日
	64 ppm	合格				2号煙突	平成28年2月19日
硫黄酸化物濃度	2.8 ppm	合格	50 ppm 以下	※ <sup>4</sup> K値 17.5 以下	大気汚染防止法	1号煙突	平成27年5月25日
	2.2 ppm	合格				2号煙突	平成27年8月4日
	4.9 ppm	合格				1号煙突	平成27年10月16日
	4.2 ppm	合格				2号煙突	平成28年2月19日
一酸化炭素濃度	※ <sup>2</sup> <2 ppm	合格	30 ppm 以下	30 ppm 以下	※ <sup>4</sup> 新ガイドライン	1号煙突	平成27年5月25日
	4 ppm	合格				2号煙突	平成27年8月4日
	2 ppm	合格				1号煙突	平成27年10月16日
	3 ppm	合格				2号煙突	平成28年2月19日
塩化水素濃度	15 ppm	合格	50 ppm 以下	430 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	平成27年5月25日
	11.7 ppm	合格				2号煙突	平成27年8月4日
	17.83 ppm	合格				1号煙突	平成27年10月16日
	20.29 ppm	合格				2号煙突	平成28年2月19日
ばいじん濃度	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格	0.02 g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.08 g/Nm <sup>3</sup> 以下	大気汚染防止法	1号煙突	平成27年5月25日
	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	平成27年8月4日
	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格				1号煙突	平成27年10月16日
	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	平成28年2月19日
ダイオキシン類濃度	0.0000012 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格	0.05 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	※ <sup>5</sup> 新ガイドライン	1号煙突	平成27年5月25日
	0.0000088 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	平成27年8月4日
	0.0000082 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格		1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	※ <sup>6</sup> DXN特別措置法	1号煙突	平成27年10月16日
	0.0000037 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	平成28年2月19日

注記 上記濃度はすべてO<sub>2</sub>濃度12%換算値とします。

※1:計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。

※2:<2は、定量下限値(2)未満を示します。

※3:<0.001は、定量下限値0.001未満を示します。

※4:硫黄酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。

※5:法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインのものです。

※6:法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法のものです。